

令和4年度

第4回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和4年7月5日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和4年度第4回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
- 報告第4号 利用権の中途解約に係る通知について
- 報告第5号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について
- 報告第6号 農地法第3条の規定による許可申請の取消について

<出席委員> (10名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番委員：加曾利 益弘 | 2番委員：佐川 順一郎 |
| 3番委員：渡邊 さなえ | 4番委員：森 紀久嗣 |
| 5番委員：鈴木 孝一 | 6番委員：井口 峰幸 |
| 7番委員：小高 康熙 | 8番委員：矢代 とみ江 |
| 9番委員：末吉 章二 | 10番委員：渡辺 忠洋 |

<欠席委員> (0名)

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

<p>事務局長 (秋山)</p>	<p>開 会 (午後 1 時 5 9 分)</p> <p>本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 4 年度第 4 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、10 名のご出席をいただいておりますので、農用委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。</p> <p>それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条の規定により渡辺会長に議長をお願いいたします。よろしくお祈りいたします。</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>(渡辺会長あいさつ)</p> <p>本日はお忙しい中、令和 4 年度第 4 回総会にご出席ありがとうございます。</p> <p>本日総会后に、農地利用最適化推進委員の方と合同会議がありますのでよろしくお祈りいたします。</p> <p>6 月 2 8 日に千葉県農業会議総会及び農業委員会会長・事務局長会議が行われ事務局長と出席してきました。</p> <p>新たに小池正昭氏が新会長に選任されましたので報告します。</p> <p>会議の内容は、最近の農業をめぐる情報性と農業委員会の組織の活動等について、次の 6 項目説明がありました。</p> <p>経済連携協定の発効とコロナ禍・ウクライナ危機の影響 食料・農業・農村基本計画に基づく具体的な取り組み 人口減少社会に対応した土地関連法制の改正等の動き 盛土規制法、望ましい営農型太陽光発電の在り方、再エネ発電設備の適正な導入管理の検討</p> <p>経済財政諮問会議、規制改革推進会議、国家戦略特区諮問会議の動き</p> <p>農業経営基盤強化推進法等及び農山漁村活性化法の一部を改正する法律の概要の説明があり、令和 7 年までに人農地プランの目標地図を作成することが定められたと説明がありました。</p> <p>農地バンクの連携により、目標の地図をタブレットやデジタル技術を駆使し作成の負担の軽減を図って援助をしていくという話がありました。</p> <p>かなり負担が多くなるという印象を受けましたので、出来るものはやっていくようなことで皆さんの協力を得て進めていかなければいけないと思いました。</p> <p>また、総会の開催案内について、公印省略でメールを使用できる方はメールで送信することとしたいと思っておりますのでご協力</p>

事務局
(寺井)

お願いします。

この後の会議もありますのでスムーズな進行にご協力をよろしくお願いします。

それでは、議事日程3の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録署名人を指名いたします。

6番の井口委員、7番の小高委員にお願いします。

早速、議事日程4の「議件」に入らせていただきます。

なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。

議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

1頁をお開きください。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

下記のとおり、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号12。所在・地番：横山松木元〇〇。地目：田。地積：517㎡。義務者大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/規模縮小の為。譲受人/父名義の農地の隣接の為。権利内容：売買による所有権移転。

番号13。所在・地番：横山内岡墓〇〇。地目：田。地積：839㎡。義務者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町大多喜〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：。譲渡人/譲受人の要望に応じる。譲受人/千葉県夷隅合同庁舎建設予定地の周辺整備に係る用地買収の為の交換用地として取得。権利内容：売買による所有権移転。

番号14。所在・地番：猿稻内岡〇〇。地目：畑。地積：2,357㎡。義務者：大多喜町田丁〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町八声〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/高齢で作業ができない為。譲受人/農地の拡大の為。権利内容：売買による所有権移転

番号15。所在・地番：三又外原〇〇。地目：畑。地積：2,689㎡。義務者：東京都調布市深大寺東町〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町三又〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/体耕作困難であり、譲受人の希望により譲渡したい。譲受人/町申請地を取得し、耕作を始める為。権利内容：売買による所有権移転。

番号16。所在・地番：平沢蒲ヶ原〇〇。地目：田。地積：3,071㎡。義務者：大多喜町平沢〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：長生郡一宮町宮原〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/高齢で耕作困難の為有効

	<p>利用してほしい。譲受人/新規就農。権利内容：賃借権設定。</p> <p>番号17。所在・地番：平沢蒲ヶ原〇〇。地目：田。地積：509 m²。義務者：大多喜町平沢〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：長生郡一宮町宮原〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/高齢で耕作困難の為有効利用してほしい。譲受人/新規就農。権利内容：賃借権設定。</p> <p>番号18。所在・地番：横山宮田〇〇。地目：田。地積：2,738 m²他3筆 合計4筆 6,766 m²。義務者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町久保〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/高齢になり管理ができなくなった為。譲受人/譲渡人が本件農地を維持管理していくことができないとの事なので譲り受けて維持管理をしながら耕作していくため。権利内容：売買による所有権移転。</p> <p>番号19。所在・地番：船子池田〇〇。地目：田。地積：2,603 m²。義務者：大多喜町桜台〇〇番地〇〇〇〇氏。権利者：大多喜町久保〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：譲渡人/現在耕作していない為。譲受人/所有している土地と地続きになっているので耕作しやすい。権利内容：売買による所有権移転。</p> <p>なお、権利取得後の農業経営の実態につきましては4頁に掲載しております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号12番については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。</p> <p>12番について6月29日午前中に権利者と事務局2名と現地調査を行って来ましたのでご報告いたします。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は保全管理されております。義務者の方は規模縮小のため、権利者の方は父名義の農地の隣接のため購入したいとのことです。</p> <p>申請地の一部にコンクリート殻があるため、田としては利用出来ないの畑として果樹を植えて利用したいとのことです。</p> <p>権利者は農業を営んでいるので問題ないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p> <p>ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>何かご質問はありますか。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	
<p>矢代委員 (9番)</p>	
<p>議長 (渡辺会長)</p>	

議 場	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号 1 2 について許可することとしてご異議ございませんか。</p> <p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号 1 2 につきましては許可することによって決定いたします。</p> <p>番号 1 3 番については、矢代委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。</p>
矢 代 委 員 (9 番)	<p>1 3 番について 6 月 2 9 日午前中に事務局 2 名と現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は保全管理されております。千葉県夷隅合同庁舎建設予定地の周辺整備に係る用地買収の為の交換用地として取得するとのことです。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>資料の写真の説明をお願いします。</p>
矢 代 委 員 (9 番)	<p>写真について説明。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>他にご質問はありますか。</p>
議 場	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号に 8 ついて許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号 1 3 につきましては許可することによって決定いたします。</p>

	<p>番号14番については、矢代委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。</p>
<p>矢代委員 (9番)</p>	<p>14番について、6月29日午前中に権利者と事務局2名と現地調査を行ってきましたので報告します。</p>
	<p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 申請地は権利者が現在、中玉のトマト、ピーマン、オクラ、バジル、シソ等が作られておりました。作付けされている場所以外は桑や萱が生えておりますが、整備して畑として利用したいとのことで、現在も八声で農業を営んでいるため問題ないと思います。 所有している梅林の梅を収穫し申請地にある建物で10トン位梅干を作っているとのことでした。 ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>以前は〇〇さんが所有していて、〇〇さんの息子さんが新規就農で利用し野菜等を作っているのでしょうか。</p>
<p>矢代委員 (9番)</p>	<p>申請者の弟さんが手伝いに来て作っているとのことでした。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>私の理解だと、息子さんが新規就農者だったと思うのですが。</p>
<p>矢代委員 (9番)</p>	<p>申請者が、新規就農者で親が土地を購入し申請者が作付けしているとのことでした。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他にご質問はありますか。</p>
	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号9について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号14につきましては許可することで決定いたします。</p>
	<p>番号15番については、鈴木委員が現地調査を担当されました</p>

	<p>ので報告をお願いします。</p>
鈴木委員 (5番)	<p>15番について、7月2日9時に譲受人に立ち会っていただき、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>奥に広い畑で近隣に住宅があり、申請地は2年前位までは他者が大根等を耕作していたようですが、その後草刈りを頼まれており、隣接している住宅を借りて生活しており、これから申請地を購入し農業を始めたいとのことでした。特に問題ないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>この方は、農業は初めてで、何歳位ですか。</p>
鈴木委員 (5番)	<p>新規就農者で50歳位だったと思います。</p>
小高委員 (7番)	<p>新規就農の条件は撤廃されたのですか。</p>
事務局 (寺井)	<p>下限面積要件は、1,000㎡の条件があります。</p>
小高委員 (7番)	<p>それはクリアされているということですか。</p>
事務局 (寺井)	<p>そのとおりです。</p>
小高委員 (7番)	<p>耕運機を持っているのですがどのような野菜を作るのですか。</p>
事務局 (寺井)	<p>営農計画書には、根菜類、豆類を作付けすることとなっております。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>他にご質問はありますか。</p>
議場	<p>———— 「なし」 の声あり ————</p>
議長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号15について許可することとしてご異議ございませんか。</p>

議 場	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号 15 につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>番号 16 番、17 番については、譲受人が同一の関連案件です。渡辺委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。</p>
渡 邊 委 員 (3 番)	<p>7 月 4 日朝に譲受人に立ち会っていただき、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>申請者は、別の場所でキャンプ場を経営しており、新しいキャンプ場の脇を観光農園として利用したいとのことでした。</p> <p>申請地は草刈り等がされており、保全管理されておりました。</p> <p>キャンプ場は、整備されておりました。</p> <p>申請地は、生き物が多くいる場所なので、電気柵を設置し、新規就農のため、農業研修等をうけて常時 6 種類位の野菜を育てられる畑にしたいとのことでした。</p> <p>購入希望だったが、所有者の農業者年金の関係で賃借権設定となっております。</p> <p>キャンプ場には社員も何名かいるので、作業は問題ないと思います。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p> <p>申請者は若いのですか。</p>
渡 邊 委 員 (3 番)	<p>40 歳位だと思います。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>新規就農は、申請者が個人的に行うのか会社として行うのか。</p>
渡 邊 委 員 (3 番)	<p>農作業は社員も手伝うと思うが、具体的には決まっていないと聞いております。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>事務局はどのように考えているのですか。</p>

事務局 (寺井)	<p>申請者個人としての就農と考えており、作付け内容は渡辺委員の報告のとおりとなっており、労働力は当面のあいだ申請者のみとなっており、先々は規模拡大するようなことがあれば社員を使うことも考えているとのことでした。</p> <p>農業機械の保管場所はキャンプ場内に保管するということでした。</p> <p>軽トラック等も必要になると思われるので、会社の車を使用し申請の許可があり次第、1台購入予定です。</p>
矢代委員 (9番)	<p>新規就農ということなので、営農計画書が提出されていると思うので説明をお願いします。</p>
事務局 (寺井)	<p>土地の選定理由は、キャンプ場の利用者用の体験農園で利用するため、キャンプ場から近いためとなっております。</p> <p>作付け計画ですが、作付け時期は3月から11月頃で、作物は露地野菜となっております。</p> <p>農作業の従事日数は約300日となっております。</p> <p>年間の収支計画は、燃料代10万円、肥料代15万円、地代5万円、合計30万円となっており、収益は直販240万円、入場料120万円、出張販売120万円、計480万円となっております。</p> <p>通作距離は、住所地は30kmの場所となっており、通作方法は車ですが、キャンプ場経営のために、ほとんどの日数を申請地付近で生活していることが多いと聞いておりますので通作については問題ないと思います。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>他にご質問はありますか。</p>
議長 (渡辺会長)	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号16について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
議長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号16につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続いて、番号17番の採決に移ります。番号17について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議場	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>

議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号17につきましては許可することで決定いたします。
矢代委員 (9番)	<p>番号18番については、矢代委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。</p> <p>18番について、7月3日午後に権利者、義務者に聞き取りを行い、現地調査を行ってきましたので報告します。</p> <p>最初の申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は保全管理されております。義務者は高齢になり管理ができなくなった為、知り合いの権利者に買っていただきたいとのことでした。権利者は畑と利用し、作物はそら豆、サツマイモ等だそうです。</p> <p>2つ目の申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。</p> <p>現況は、耕作地です。ただし、畑として利用する場合機械を入れて整備しなければならないため、徐々にやっていきたいとのことでした。作物はそら豆、サツマイモ等だそうです。</p> <p>ご審議の程お願いいたします。</p> <p>なお、先月審議した同権利者の取得した農地については、手が付けられておりませんでした。</p>
議 長 (渡辺会長)	説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小高委員 (7番)	申請地は、土地改良区内となっておりますか。
矢代委員 (9番)	申請地は、土地改良はやっておりますが何十年も経過していません。
小高委員 (7番)	権利者ですが、今回取得すると合計31,389㎡となるが、世帯員が2名で規模拡大として、出来る規模なのでしょうか。
事務局 (寺井)	夷隅農業事務所に確認したところ、1農家当たり耕作可能な面積は10,000㎡ではないかとの回答がありましたので、少し過大ではないかと思われれます。
小高委員 (7番)	兼従なので、2名で時々やっているということですか。

事務局 (寺井)	本業の傍ら、農業に従事するという事です。
小高委員 (7番)	先ほどの説明の農業事務所の回答だと、1農家あたり10,000㎡とのことですが。兼従で30,000㎡だと多いのではないかという判断ですか。
事務局 (鈴木)	通常であれば10,000㎡だとの回答でした。
小高委員 (7番)	矢代委員の報告だと、以前取得した土地は手つかずだという状況ですよね。そういう状況だと疑念がある案件ですね。
議長 (渡辺会長)	<p>小高委員から発言がありましたがいかがいたしましょうか。</p> <p>事務局が聞いた話は、あくまでも標準的な話で個々の状況によるので判断は難しいところですよね。</p> <p>許可する、しないは農業委員の権限なので皆さんの意見で判断したいと思います。</p> <p>どのようにしましょうか。</p>
森委員 (4番)	権利者は、何歳なのでしょう。
事務局 (寺井)	71歳です。
森委員 (4番)	違反している訳ではないので、利用していないから駄目だという訳にはいかないのではないかと。
鈴木委員 (5番)	農業委員として違反している訳ではなければ、許可しないわけにはいかないのではないかと。
渡辺委員 (3番)	取得してからどれくらいで利用しなければならぬのでしょうか。
事務局 (寺井)	いつまでという決まりはないと思いますが、耕作をする目的で取得したからには早めに耕作をすることがよいのではないのでしょうか。
渡辺委員	取得しても耕作していない場所が多いようであれば、調査をす

(3 番)	る必要があるのではないかと思います。
議 長 (渡辺会長)	耕作をしたいという意思で購入するので、いつまで耕作をしなければならぬという決まりはないと思います。
佐川委員 (2 番)	権利者は、作付けしていない農地があるということですが、遊休農地調査で調査することとなっていたと思うのですが、調査結果で権利者と話していくということはどうでしょうか。
議 長 (渡辺会長)	今年度の調査で実施することになっているので、法律的には問題はないと思うので許可することではいかがでしょうか。
佐川委員 (2 番)	事務局は、権利者には話はしたのでしょうか。
事 務 局 (鈴 木)	今回は話しておりませんが、前回の総会前に会長を含めて聞き取りを行い、農地で利用することを確認し、農地以外で利用する目的であれば5条での申請をするように話をしました。
議 長 (渡辺会長)	番号18番について、今後調査することとし許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号18につきましては許可することと決定いたします。
議 長 (渡辺会長)	番号19番については、井口委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。
井口委員 (6 番)	番号19について、7月2日9時に義務者立ち合いで現地調査を行ってきましたので報告します。
	申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。
	現況は、隣接道路から2m位下がった農地で、不耕作地ではあるが保全管理されておりました。一部葎が生えており、管理が必要だと思われれます。
	隣接地の以前購入した農地はしっかり管理されておりました。
	権利者は、高齢で管理が出来ないので購入してもらいたいとのことでした。義務者は、申請地一帯を畑として利用したいとのことでした。

	ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
小高委員 (7番)	土地改良区にあたるのでしょうか。
事務局 (寺井)	基盤整備された土地です。
小高委員 (7番)	周辺には耕作されている田んぼはあるのでしょうか。
井口委員 (6番)	周辺は義務者の畑と不耕作地となっています。
小高委員 (7番)	周辺に水田はないということでしょうか。
井口委員 (6番)	離れた場所に水田があったように思えます。
議長 (渡辺会長)	他にご質問はありますか。
議場	———— 「なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号19について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号19につきましては許可することで決定いたします。 議案第1号については以上です。 続きまして議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	5頁をご覧ください。

(寺 井)

議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」下記のとおり、農地法第 5 条の規定による転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。

番号 5-7。所在・地番：下大多喜峯越前〇〇番。地目：田。地積 46 m² 他 2 筆 合計 3 筆 578 m²。農地種別：1 種。農用地区域：外。権利者：いすみ市松丸〇〇番地〇〇〇〇。義務者：長生郡陸奥沢町〇〇番地〇〇〇氏。事由：隣接する下大多喜字峯越 642 にて、農家レストラン・カフェの開設を計画しており、申請地を駐車場として転用したい。また、同町森宮地区で行っている農業を将来的に拡張する計画であり、その計画に関連する資材類置場としても転用したい。転用を伴う所有権移転。

番号 5-8。所在・地番：下大多喜四ツ縄下〇〇番。地目：田。地積 2,432 m² の内 921.5 m²。農地種別：1 種。農用地区域：内。権利者：東京都中央区京橋〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。事由：バイパス的送水管を設置する工事を計画しており、その際の資材置場用地駐車場用地として申請したい。一時転用を伴う賃貸借権設定、始末書付き。

番号 5-9。所在・地番：横山細谷〇〇番。地目：田。地積 971 m²。農地種別：1 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇氏。事由：申請地の隣接地に観光農園を設置し、申請地に直売所、加工所、事務所を兼ねた建物を建築したい。転用を伴う所有権移転。

番号 5-10。所在・地番：横山駒場〇〇番。地目：田。地積 1,015 m² 他 2 筆 合計 3 筆 2,343 m²。農地種別：1 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇〇。義務者：大多喜町横山〇〇番地〇〇〇氏。事由：申請地の隣接地に観光農園及び直売所等建築し、申請地に駐車場を設置したい。転用を伴う所有権移転。

事務局からの説明は以上です。

末吉委員
(10 番)

番号 5-7 につきましては末吉委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。

番号 5-7 について、6 月 30 日に譲受人及び事務局 2 名の立会いにより現地調査を行って参りましたのでご報告いたします。

申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。

計画内容は、隣接した土地で開設予定の農家レストラン・カフェの駐車場及び町内で行っている農業を将来的に拡張する計画であり、その計画に関連する資材類置場としても利用したいとのことでした。

また、ソーラーパネルを設置しその下も駐車場として利用するとのことでした。

	<p>現況ですが、保全管理されており周辺農地には影響がないと思われ ます。 ご審議の程お願いいたします。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたしま す。</p>
<p>小高委員 (7番)</p>	<p>農家レストラン・カフェですが、自分の農地で生産したものを 使用するということですか。</p>
<p>末吉委員 (10番)</p>	<p>その予定だと思います。 譲受人は、現在生産している野菜を町内に直売所を作って販売 も行っていきます。</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>他にご質問はありますか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>それでは特にご質問がないようですので、番号5-7について許可 することとしてご異議ございませんか。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、番号5-7につきましては許可することで決定 いたします。 番号5-8につきましては末吉委員が現地調査を担当されまし たのでご報告をお願いします。</p>
<p>末吉委員 (10番)</p>	<p>番号5-7について6月30日に譲受人、譲受人の代理人及び事 務局2名の立会いにより現地調査を行って参りましたのでご報告 いたします。 申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所とな ります。 申請内容は、バイパス的送水管を設置する工事を計画しており、 その際の資材置場用地駐車場用地として利用したいとのことで す。申請地は、保全管理はされており、周辺農地には影響がない ので問題ないと思われ ます。 ご審議の程お願いいたします。</p>

議 長 (渡辺会長)	説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
	それでは特にご質問がないようですので、番号 5-3 ついて許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 5-8 につきましては許可することで決定いたします。
	番号 5-9、5-10 につきましては関連がありますので、矢代委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。
矢代委員 (9番)	番号 5-9、5-10 について、6月29日の午前中に譲受人、譲受人の代理人及び事務局2名の立会いにより現地調査を行って参りましたのでご報告いたします。
	申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。
	5-9 は店舗用地です。
	申請地は保全管理されており、隣接地に観光農園を設置し、申請地に直売所、加工所、事務所を兼ねた建物を建築したいそうです。
	5-10 は保全管理されており、観光農園の駐車場を設置したいそうです。
	周辺の農地は、譲受人の土地のため問題ないと思います。
	これから先、周辺整備をしてバラ園が開設されるのではないかと思います。
	ご審議の程お願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。
議 長 (渡辺会長)	それでは特にご質問がないようですので、番号 5-9 ついて許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	————— 「異議なし」の声あり —————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 5-9 につきましては許可することで決定いたします。
	続いて、番号 5-10 の採決に移ります。番号 5-10 について許可することとしてご異議ございませんか。

議 場	<p style="text-align: center;">———— 「異議なし」 の声あり ————</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号 5-10 につきましては許可することで決定いたします。</p> <p>続きまして議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。</p> <p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>7 頁をご覧ください。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」 下記のとおり農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更について申請があったので、その可否について意見を求める。</p> <p>番号 2。所在・地番：弓木字樺木沢〇〇番。登記地目：田。地積：426 m²他 21 筆合計 22 筆 27,419 m²。農地種別：2 種。農用地区域：外。権利者：大多喜町弓木〇〇番地〇〇〇〇氏。義務者：御宿町上布施〇〇番地〇〇〇〇氏。変更内容：変更前、着工予定 平成 31 年 4 月 18 日 完了予定 令和 4 年 4 月 16 日。変更後、着工予定 平成 31 年 4 月 18 日 完了予定 令和 5 年 4 月 16 日。事由：令和元年 9 月台風及び 10 月の大雨により当方事業区域内に無数の倒木が発生し、又堰堤構築が間に合わず撤去復旧作業に 1 年を要し、事業再開の目処は令和 2 年 11 月となった。先の災害の経験から、場内の防災面を考慮し、堰堤構築を早急に完成することを優先させたため、当初計画では場内土砂を用いて堰堤を構築する計画を、残土で構築することに切り替え進めたが、令和 3 年 8 月の千葉県森林課の定期立入検査の際に、当初許可の際の堰堤構築土（場内山砂）と現況の構築土（残土）の違いが指摘事項となり、残土で構築された堰堤は全て撤去することとなった。上記のことから、当面は残土構築の堰堤土砂の移設及び搬入路と堰堤を場内土砂で整備する計画であることから、工期の延長申請をしたい。</p> <p>この案件は平成 30 年 7 月に 5 条の許可申請が出され、翌年の 4 月に許可されており、他法令は、林地開発許可、町残土条例となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>番号 2 につきましては森委員が現地調査を担当されましたのでご報告をお願いします。</p>
森 委 員	<p>番号 2 について、6 月 30 日の 13 時 30 分に事務局 2 名、権利</p>

(4 番)	<p>者立会いのもと、現地調査を行って参りましたのでご報告いたします。</p>
	<p>申請地は資料の位置図・案内図にそれぞれ示してある場所となります。</p>
	<p>申請地はすでに許可が下りている件で、今回は過去の計画変更申請で、変更事由については、事務局説明のとおり災害等があり工事が進まなかったための申し出であり、県の指導に基づき進めているようなので問題ないと思います。</p>
	<p>ご審議の程お願いいたします。</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
小 高 委 員 (7 番)	<p>堰堤はどこにあるのですか。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>地図にて説明。</p>
議 場	<p>—— 「なし」の声あり ——</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>それではご質問がないようですので、番号2について許可することとしてご異議ございませんか。</p>
議 場	<p>—— 「異議なし」の声あり ——</p>
議 長 (渡辺会長)	<p>異議なしと認め、番号2につきましては許可することと決定いたします。</p>
	<p>続きまして議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。</p>
	<p>それでは事務局から説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 (寺 井)	<p>9頁をご覧ください。 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。</p>
	<p>1. 大多喜町農用地利用集積計画(案)：別添のとおり</p>

2. 公告を予定する日：令和4年7月6日

本案件の整理番号4-24及び4-25については〇〇委員自身が関係する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、当該案件の審議の開始から終了までは〇〇委員には退室していただきますので、先に整理番号4-23の説明を行った後に全員で審議をお願いします。

4-23の審議終了後、〇〇委員に退出いただいた後に残りの2件の説明の後、再び審議をお願いします。

整理番号4-23。①利用権を設定する土地・利用権の条件：押沼字台高〇〇番。地目：畑。地積396㎡他1筆、合計2筆743㎡。利用計画：畑として利用。借賃：15,710円。②利用権設定の期間：6年0か月。期間開始の日/令和4年8月23日から。期間満了の日/令和10年8月22日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町押沼〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町平沢〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。

なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては、次頁に掲載してあるとおりとなります。4-23についての事務局からの説明は以上です。

議長
(渡辺会長)

事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。

ご質問がないようですので、4-23については原案どおり決定することにご異議ございませんか。

———— 「異議なし」の声あり ————

異議なしと認め、4-23について原案のとおり決定することとします。

〇〇委員には退出をお願いします。

残りの2件について、事務局の説明をお願いします。

事務局
(寺井)

整理番号4-24及び4-25について説明します。

整理番号4-24。①利用権を設定する土地・利用権の条件：田下屋敷〇〇番。地目：田。地積799㎡。利用計画：畑として利用。②利用権設定の期間：5年0か月。期間開始の日/令和4年7月6日から。期間満了の日/令和9年7月5日まで。③利用権の種類：使用貸借権。貸付者：大多喜町猿稻〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。更新の案件です。

<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>整理番号 4-25。①利用権を設定する土地・利用権の条件：下大多喜台下〇〇番。地目：田。地積 1,922 m²他 1 筆、合計 2 筆 4,443 m²。利用計画：田として利用。借賃：コシヒカリ 120 kg。②利用権設定の期間：3 年 0 か月。期間開始の日/令和 4 年 7 月 6 日から。期間満了の日/令和 7 年 7 月 5 日まで。③利用権の種類：貸借権。貸付者：大多喜町下大多喜〇〇番地〇〇〇氏。借受者：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇氏。新規の案件です。</p> <p>なお、権利取得後の農業経営の状況につきましては、次頁に掲載してあるとおりとなります。事務局からの説明は以上です。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。ご質問のある方は発言をお願いいたします。</p>
<p>議 場</p>	<p>ご質問がないようですので、4-24 及び 4-25 については原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">———— 「異議なし」の声あり ————</p>
<p>議 長 (渡辺会長)</p>	<p>異議なしと認め、4-24 及び 4-25 について原案のとおり決定することとします。</p> <p>〇〇委員の入室を認めます。</p> <p>議案第 4 号については以上です。 議件は以上でございます。</p> <p>それでは議事日程 5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事 務 局 (寺 井)</p>	<p>報告第 1 号をご覧ください。</p> <p>報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出について」</p> <p>下記のとおり、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続の届出があったので報告する。</p> <p>番号 4-8。所在・地番：粟又下檜川〇〇番。地目：畑。地積：165 m²他 25 筆で合計 26 筆 16,836.35 m²。登記原因・日付：相続・令和 4 年 5 月 16 日。権利者：市原市岩崎〇〇番地〇〇〇氏。</p> <p>番号 4-9。所在・地番：下大多喜峯越前〇〇番。地目：田。地積：891 m²他 3 筆で合計 4 筆 7,545 m²。登記原因・日付：相続・令和 4 年 5 月 23 日。権利者：東京都稲城市東長沼〇〇番地〇〇〇氏。</p> <p>番号 4-10。所在・地番：湯倉向原〇〇番。地目：田。地積：33</p>

m²他 19 筆で合計 20 筆 15,169 m²。登記原因・日付：相続・令和 4 年 5 月 8 日。権利者：市原市山田橋〇〇番地〇〇〇氏。

報告第 1 号は以上です

報告第 2 号「農地の転用事実に関する照会について」

下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。

番号 6。所在・地番：大多喜町横山字鳴滝〇〇番。地目：畑。地積：1,102 m²。変更登記地目：雑種地。登記原因・日付：地目変更/平成年月日不詳。照会地の現況は、建築用のコンテナが 3 台設置してあり、このうち 2 台は基礎が打ってあり、平成 10 年から現況が変化していたとの事で、現在まで 20 年以上が経過しているため、農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：東京都葛飾区青戸〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 7。所在・地番：田丁字八大龍王〇〇番。地目：田。地積：426 m²他 3 筆合計 4 筆 1,099 m²。変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地田丁〇〇番及び同字〇〇番の現況は、筆の大部分に推定樹齢数十年の針葉樹の切り株があり、伐採後の木材が置かれていた。重機等を用いて切り株を撤去しなければ再び農地として復元することが困難であると判断した。照会地泉水〇〇番及び〇〇番は、元々当該地区の土地改良事業が実施された際の代替地として取得された土地であり、現況は筆一面にタケや雑木が密生し、日当たりも悪く、再び農地として復元することは困難であると判断した。これらの状況から、本件土地はいずれも非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。

番号 8。所在・地番：田丁字八大龍王〇〇番。地目：畑。地積：350 m²、変更登記地目：山林。登記原因・日付：地目変更/年月日不詳。照会地の現況は、筆の大部分に推定樹齢数十年の針葉樹の切り株があり、伐採後の木材が置かれていた。重機等を用いて切り株を撤去しなければ、農地としての復元は困難であると判断し、非農地として回答した。土地所有者の住所・氏名：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 2 号は以上です

報告第 3 号「軽微な農地改良の届出について」届出があったので報告する。

所在・地番：船子蟹取〇〇番。地目：田。地積：1,470 m²他 2 筆合計 3 筆 2,888 m²。埋め立て後の利用 畑。土地所有者：大多喜町久保〇〇番地〇〇〇〇氏。工事期間 令和 4 年 7 月 6 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

報告第 3 号は以上です

報告第 3 号「利用権の中途解約に係る通知について」

下記のとおり、農地法第 18 条第 6 項の規定による中途解約の通知があったので報告する。

番号 1。所在・地番：横山内岡台〇〇番。地目：田。地積：839 m²。貸付人：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。借受人：大多喜町泉水〇〇番地〇〇〇〇氏。事由：公共用地として売り渡すため。

報告第 4 号は以上です

報告第 5 号「農地法施行規則第 29 条第 1 号に関する農地転用の届出について」下記のとおり、農地法施行規則第 29 条第 1 号に関する農地転用の届出の提出があったので報告する。

番号 2。所在・地番：猿稻内岡〇〇番。地目：畑。地積：2,357 m²。転用の目的に係る施設、建築面積及び数量：軽量鉄骨造倉庫 44.17 m² 1 棟始末書付き。大多喜町田丁〇〇番地〇〇〇〇氏。

報告第 5 号は以上です

報告第 6 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の取下について」下記のとおり、農地法第 3 条による許可申請の取下願の提出があったので報告する。

1 農地法第 3 条の規定による許可申請日 令和 4 年 6 月 6 日

2 農地法第 3 条の規定による許可申請の取下願の提出日 令和 4 年 6 月 24 日

願出者（譲受人）いすみ市松丸〇〇番地〇〇〇〇氏。願出者（譲渡人）長生郡睦沢町上之郷〇〇番地〇〇〇〇氏。所在・地番：下大多喜峯越前〇〇番。地目：田。地積：46 m²他 2 筆合計 3 筆 578 m²。取下げ事由 所有権移転と同時に転用の必要があるため。

報告事項は以上となります。

議 長
(渡辺会長)

以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。

事務局から何かございますか。

事務局 (鈴木)	特にございません。
議長 (渡辺会長)	他に意見がないようなので以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。
	閉会（午後4時4分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年7月5日

議長 渡辺忠洋

署名委員 小高康熙

署名委員 井口山峯幸